

特定秘密保護法案の強行採決に 嚴重に抗議します

2013年11月26日、特定秘密保護法案が、国民多数の懸念の声や国際的な批判を無視して、与党である自民党、公明党と、みんなの党により、衆議院で強行採決されました。

同法案は、対象となる「特定秘密」の範囲が明確ではなく、恣意的な指定・運用が可能です。また、その指定期間も無制限に拡大することができます。本来、行政情報は国民のものであります。しかし、同法案によって、国民が知るべき情報や政府にとって不都合な情報が、政府や行政の判断で永久に国民に知らされないこととなります。これは国民から「知る権利」を奪うものです。国際的な情報公開への流れにも逆行します。

さらに、「適性評価」と称して、行政機関が評価対象者・本人のみならず親族、知人など広範囲な個人情報調査・収集することを可能としています。重大な「プライバシー権」の侵害と言えます。

加えて、「何が秘密か」が秘密にされ、その秘密を漏らしたものを、盗んだもの、それらの行為を共謀・教唆・扇動したのものなどに重罰に科す同法案は、ジャーナリズムを萎縮させ、「取材の自由」「報道の自由」を奪うとともに、国民から「表現の自由」を奪うものでもあります。その上、国会議員も処罰されるだけでなく、国会の国政調査権をも機能不全に陥れます。

アメリカとともに戦争ができる国にするために画策された同法案の制定過程は、かつて治安維持法などで国民を弾圧し、戦争へと突き進んだ第二次世界大戦前の日本を彷彿とさせます。

特定秘密保護法案は、国民の人権を蹂躪し、国民主権とそれに基づく民主主義を否定し、国会を内閣の従属物にし、憲法を廃棄するものであり、この強行採決に嚴重に抗議します。そして、このような悪法案を即刻廃案にすることを強く求めます。

2013年11月30日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長 金子 勝